

安全行動宣言運動実施要綱

1 趣旨

建災防においては、「第8次建設業労働災害防止5か年計画」（計画期間2018年度～2022年度）に基づき、

(1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を

「第7次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。

(2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を

「第7次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。

(3) 計画期間中の休業4日以上之死傷災害の平均発生件数を

平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところです。

令和2年の労働災害発生状況は、死亡災害が14人と一昨年と比べて4人増加し、本年に入ってから1月から9月（13日時点）にかけて11名もの死亡災害が発生しており、死傷災害は8月末時点で436名（前年同期435名、0.2%増）となっています。

特に死亡災害では、墜落・転落、崩壊、倒壊、重機関連災害と建設業における3大災害が多発しており、墜落・転落の防止に、より一層強力に取り組む必要があります。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要です。

こうした、建設業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、作業員一人一人の安全意識の高揚を図る必要があります。

こうした認識の下、昨年11月5日の神奈川県建設業労働災害防止大会を契機として、展開している「セーフティリボン運動」及び本年の代議員会を契機として展開している「3分KY運動」を各現場に確実に浸透させることを図るため、令和5年3月31日までの約1年5か月間で、以下の運動に取り組むこ

ととします。

2 期間

令和3年11月4日～令和5年3月31日
(第13次労働災害防止推進計画の期間)

3 運動の名称

「安全行動宣言運動」

4 主唱者

建設業労働災害防止協会神奈川支部

5 後援

神奈川労働局及び管内各労働基準監督署

6 実施者

会員事業場の各作業員・現場管理者、会員事業場及び建設業労働災害防止協会神奈川支部

7 会員事業場の作業員・現場管理者の実施事項

安全行動宣言運動とは、それぞれの組織（事業所、建設現場、専門工事業者、分会など）において、組織の長（代表者、現場監督者、職長・安全責任者、分会長など）が、現在神奈川支部で取り組んでいる「セーフティリボン運動」及び「3分KY運動」に加え、それぞれの組織で最重点とすべき課題の対策に対応した目標等を安全行動宣言として表明し、それを作業員一人一人に周知することによって、組織における設備環境の安全化、個々の安全意識の高揚をはかるものである。

- (1) 様式は基本的に自由であるが、参考様式として事業所における事業者向け別添1（神奈川労働局作成）、建設現場における現場監督者、職長等に向けた別添2を示す。
- (2) 必要な記載を行い作業員の見やすい場所に掲示を行う。
- (3) 好事例について収集を行い、ホームページ、支部ニュース等で公表を行う。

8 主唱者（建設業労働災害防止協会神奈川支部）の実施事項

- (1) 運動を周知するため、ポスター、リーフレット等を作成し、会員事業場に配布する。
- (2) 好事例について収集し、他の参考となるよう支部ニュース、ホームページ等に掲載して周知を図る。

9 会員事業場の実施事項

- (1) 作業場、工事現場等に宣言内容を掲示するとともに専門工事業者の職長等にリーフレットを配布し、運動の内容を周知・徹底する。
- (2) 運動の内容に基づき、現場において安全行動宣言の実施の勧奨を行う。
- (3) 効果のあったもの、効果の期待できる宣言内容について分会、支部等に情報の提供を行う。

別添

- 1 事業者向け運動の様式例（神奈川県版）
- 2 建設現場等向け運動の様式例（建災防神奈川支部版）